

## 『相続と遺言』

～お済ですか？相続を知ってから3年以内に登記する必要があります。R9. 3. 31までに相続登記をしましょう。～

日時：令和8年5月20日(水)10:00～11:30

場所：江上地区コミュニティーセンター 講堂

講師：長崎地方法務局佐世保支局

職員 久保 るい子 氏

福田 悠 氏(登記部門)



定員：20名 5月13日(水)までにお申し込み下さい

参加費：無料

準備物：筆記用具(ボールペン、鉛筆、消しゴム)

相続登記の義務化が始まりました。相続によって不動産の所有権を取得した相続人は、3年以内に相続登記する必要があります。義務化前に発生した相続も令和9年3月31日までに相続登記をしましょう。家族や大切な人が相続手続きを円滑に進められるよう相続についてお話を聞きませんか？登記に関する質問もできますよ。



NO.	氏名	連絡先
1		
2		
3		
4		

お申し込み先：江上地区コミュニティーセンター  
～～申し込みは 電話、FAXまたは窓口まで～～

TEL 58-4638  
(FAX同じ)